

「朝日WEBダイレクト定期預金」規定

第1条 定期預金口座の開設

朝日WEBダイレクト(以下「本サービス」といいます)によりお客さまご本人名義の定期預金口座を開設することができます。

この場合、開設する口座のお取引店は代表口座のお取引店とし、お届印は他に定期性預金のお届印がある場合にも代表口座のお届印と共通とさせていただきます。

第2条 定期預金の追加預入

本サービスにより登録された定期預金口座(以下「定期登録口座」といいます)に定期預金を預入することができます。

第3条 定期預金の預入方法

本サービスによる定期預金(以下「本定期預金」といいます)の預入方法は、あらかじめ指定された代表口座から本サービスによる振替入金によってのみ預入するものとします。

第4条 預入金額

本定期預金の1口あたりの預入金額は、10万円以上1,000万円未満とします。また預入単位は1万円単位とします。

ただし、自動継続後の本定期預金の利息は除きます。

預入金額は、当金庫の都合により変更することがあります。

第5条 定期預金の種類

本サービスを利用して預入する定期預金は、自動継続扱い(元利金継続)とします。

第6条 預入日と適用金利

1. 預入日は、本サービス操作当日とします。(操作完了時点の日が預入日となります)
なお、操作当日とは、本操作が完了した日をさすものとします。
2. 本定期預金の適用金利は、預入日における当金庫所定の金利とし満期日まで適用します。
なお、適用金利は本サービスの定期預金商品情報に表示されます。

第7条 預入期間

本定期預金の預入期間は3ヵ月、6ヵ月、1年の3種類です。

預入期間は、当金庫の都合により変更することがあります。

第8条 通帳・証書の発行

本定期預金の通帳・証書の発行は行いません。

朝日WEBダイレクトにて預入内容をご確認いただくことができます。

ただし、最初の預入の場合のみ、作成日の2営業日後のAM9:00から照会可能となります。

なお、本定期預金の満期日(自動継続日)には、満期のお知らせ(自動継続のお知らせ)を郵送します。

第9条 自動継続

1. 本定期預金は、当初預入された期間と同一の期間の朝日WEBダイレクト定期預金に自動継続します。継続された定期についても同様とします。
2. 本定期預金の継続後の利率は、継続日の預入金額に応じた「朝日WEBダイレクト定期預金金利」を適用します。

第10条 利息

1. 本定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における当金庫所定の利率(以下「約定利率」といいます)によって計算し、満期日に支払います。
2. 本定期預金の利息の支払いは、満期日に元金に組み入れて継続します。
3. 当金庫がやむを得ないものと認めて本定期預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をした時には最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます)によって計算し、本定期預金とともに支払います。
A:6ヵ月未満……解約日における普通預金の利率 B:6ヵ月以上1年未満・約定利率×50%
4. 本定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日数計算します。
5. 本定期預金の元金および利息は代表口座へ入金します。

第11条 預金の解約

1. お客様の指定する定期登録口座に預入された個別の本定期預金のうち、お客様が指定する本定期預金に対して本サービスから解約(予約を含む)の依頼をすることができます。
2. 満期解約の場合は、指定する預金の満期日の2ヵ月前の応答日から前日の間に、満期解約の予約をしてください。
満期日に解約後の元金および利息を代表口座へ入金します。
3. 満期未到来の本定期預金に対して、中途解約の依頼をすることができます。
当金庫がやむを得ないと認めた場合、解約は依頼日の当日となり、同日に解約後の元金および利息を代表口座へ入金します。
4. 原則として営業店店頭での解約の取り扱いはいたしません。ただし、以下の場合は、お取扱店へのご来店により解約手続きを受付いたします。
 - (1) システム障害などにより本サービスからの解約(中途解約を含む)ができない場合。
 - (2) 急な資金のご入用などの理由により、既に満期解約の予約をしている本定期預金の中途解約をご希望の場合。
 - (3) 当金庫がやむを得ないと認めた場合。

【ご持参いただく書類】

- ・「朝日WEBダイレクト定期預金解約依頼書」に署名捺印(代表口座印)したもの
 - ・普通預金(代表口座)のお届印
 - ・本人を証する身分証明書(運転免許証など)
 - ・本サービスの「お客様カード」
5. 上記のいずれの場合(満期解約・中途解約・来店による解約)にも解約後の元金および利息を代表口座へ入金するものとし、現金でのお支払はいたしません。
 6. 解約(満期解約の予約・中途解約)の受付後は、取消・変更はできません。

第12条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条 届出事項の変更等

印章の紛失、または印章、氏名、住所、取引目的、職業、その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当金庫に届出てください。

この届出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第14条 印鑑照合

解約届、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第15条 譲渡・質入れの禁止

本定期預金は、譲渡・質入れすることはできません。

第16条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 本定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

2. 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとします。

複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定し、当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印のうえ、通知と同時に当金庫にご提出ください。

ただし、本定期預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(2) 前項の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

(3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は延滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

(1) 本定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

(2) 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとし、利率・料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4. 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前返済等の手続について別の定めがある時には、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前返済等について、当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

平成 27 年 12 月現在